

○内閣府令第一号

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、及び保険業法（平成七年法律第五号）第二百六十五条の三第二項の規定に基づき、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年二月三日

内閣総理大臣 菅 義偉
財務大臣 麻生 太郎

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部を改正する命令（平成十年大蔵省令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
	<p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 法第二百六十五条の三第二項の規定により機構に加入する手続をとろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を加入しようとする機構に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（指名委員会等（法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。）を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>三の二 会計参与設置会社（会計参与を置く株式会社又は相互会社をいう。）にあつては、会計参与の氏名（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名）</p> <p>〔四〇六 略〕</p>	<p>（機構へ加入する手続）</p> <p>第二条の二 〔同上〕</p> <p>三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社（法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。）にあつては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）にあつては取締役及び執行役）の氏名（外国保険業者の場合にあつては、日本における代表者の氏名及び住所）</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三の二 会計参与設置会社（法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。）にあつては、会計参与の氏名（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の名称及びその職務を行うべき社員の氏名）</p> <p>〔四〇六 同上〕</p>
備考	表中の「」の記載は注記である。	

附則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

○厚生労働省令第一号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年二月三日

内閣総理大臣 菅 義偉
厚生労働大臣 田村 憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

	改正後	改正前
	<p>（役員等賠償責任保険契約から除外する保険契約）</p> <p>第三十四条の二 法第四十二条の五第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する金庫を含む保険契約であつて、当該金庫がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該金庫に生ずることのある損害を被保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの</p> <p>二 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を被保険者が填補することを目的として締結されるもの</p> <p>（役員等の責任を追及する訴えの提起の請求方法）</p> <p>第三十五条 法第四十二条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>第三十五条 法第四十二条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲</p>